

II

農業農村整備の展開方向

1. 農業農村整備事業の取組方針

2. 施策別の整備方向

- (1) 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備
- (2) フロンティア型農林水産業の振興
- (3) 農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化
- (4) 農林水産物の安全・安心の確立

3. 圏域別の整備方向

- (1) 北部圏域
- (2) 中部圏域
- (3) 南部圏域
- (4) 宮古圏域
- (5) 八重山圏域

4. 国営土地改良事業の取組

Ⅱ. 農業農村整備の展開方向

1. 農業農村整備事業の取組方針

本県農林水産業の振興計画である「沖縄21世紀農林水産業振興計画」では、7つの柱の基本施策を定め、平成33年度までの成果指標を掲げている。

ここでは、農業農村分野に関する基本施策毎の成果指標と主な取組を記載し、具体的な取組については、次項の「施策別の整備方向」で述べる。

基本施策1 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備 「むら」をつくる

【目指す方向】

亜熱帯特性等を生かした特色ある農林水産業の振興を図るため、亜熱帯・島しょ性の地域特性に適合した農林水産業の基盤整備を推進する。

このため、地域特性に応じたダム等の整備や新たな農業用水源の確保、かんがい施設、ほ場等を計画的に整備するとともに、水事情の変化に対応するため施設等の再編・更新を図る。

また、毎年、本県では台風等の自然災害に起因した農地や農業用施設の被害が発生していることから、雨水の分散を目的とした承排水路や暴風から農作物を守るための農業用防風施設等の整備を促進する。

さらに、農村地域における再生可能エネルギー施設等の導入可能性について引き続き検討するとともに、既設の農業用施設について機能保全計画の策定及び対策工事を適切に実施し、施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進する。

【主な取組】

- 農業用水の安定供給を図るため、地域特性に応じた水源施設整備を行う。
- 地域の営農形態や供給水量に応じてスプリンクラーや給水栓等のかんがい施設整備を行う。
- 機械化を可能とする区画整理や、農地中間管理機構と連携した担い手への集積、地域特性に応じた土壌・土層の改良等のきめ細やかなほ場整備を行う。
- 老朽化が進行する農業水利施設等の機能を安定的に発揮させるため、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る保全管理を推進する。
- 地域住民の防災意識を高め、災害時の人命への影響を軽減するため、防災重点ため池等において、被害想定範囲や避難場所等を地図化したハザードマップ作成等を行い、防災・減災活動のソフト対策を推進する。

【成果指標】

区分	要整備量	平成23年度 (基準年)	平成27年度 (実績)	平成33年度 (目標)
農業用水源整備	38,600ha	22,743ha 59%	23,073ha 60%	26,700ha 69%
かんがい施設整備	38,600ha	17,294ha 45%	18,466ha 48%	21,600ha 56%
ほ場整備	32,800ha	19,260ha 59%	20,026ha 61%	21,600ha 66%
農業水利施設保全 (機能保全計画策定)	85施設	—	5施設 6%	85施設 100%
農業用ため池の ハザードマップ作成	14地区	—	1地区 7%	14地区 100%

※農業用水源整備、かんがい施設整備及びほ場整備は平成27年度実績見込値

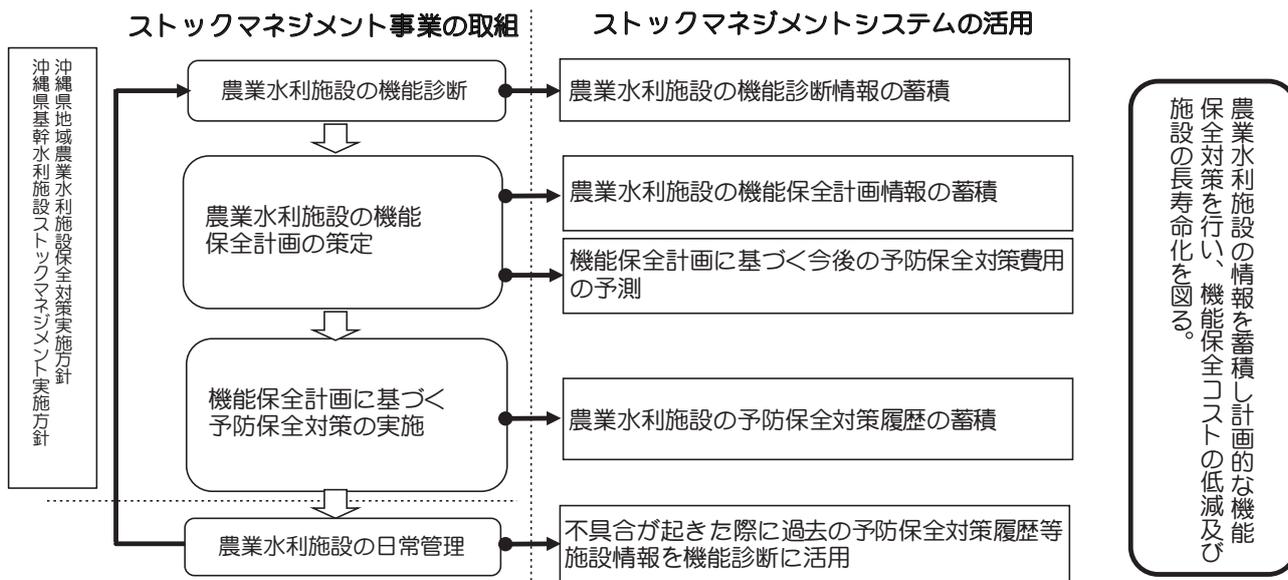
【要整備量の考え方】

- 農業用水源整備（38,600ha） → 平成27年度時点の耕地面積
- かんがい施設整備（38,600ha） → 平成27年度時点の耕地面積
- ほ場整備（32,800ha） → 平成27年度時点の耕地面積から牧草地を除いた面積
- 農業水利施設保全（85施設） → 基幹水利施設ストックマネジメント事業実施方針対象施設数
- 農業用ため池のハザードマップ作成（14地区） → 防災重点ため池等の下流域のハザードマップ作成が必要な地区数

【目標量の考え方】

- 農業用水源整備（26,700ha） → 各市町村が策定する「農業農村整備事業管理計画(H23年度策定)」の整備量より算定
- かんがい施設整備（21,600ha） → 各市町村が策定する「農業農村整備事業管理計画(H23年度策定)」の整備量と整備実績を考慮し算定
- ほ場整備（21,600ha） → 各市町村が策定する「農業農村整備事業管理計画(H23年度策定)」の整備量と整備実績を考慮し算定
- 農業水利施設保全（85施設） → 対象施設のうち、基幹水利施設ストックマネジメント事業実施方針に基づいて平成33年度までに機能保全計画策定が必要な施設数
- 農業用ため池のハザードマップ作成（14地区） → 平成33年までにハザードマップ作成予定のため池地区数

【ストックマネジメントシステムの活用】



基本施策2 フロンティア型農林水産業の振興 「むら」でやすらぐ

【目指す方向】

アジア経済の著しい成長発展、地球温暖化等の環境変動への対応など、様々な社会環境の変化に本県の農林水産業が柔軟に対応するため、「他産業との融合」、「アジアなど海外への展開」、「環境との調和」を基調としたフロンティア型農林水産業を推進し、新たな農林水産業の発展を図る必要がある。

このため、他産業との連携を強化し、県産農水産物の機能性を生かした特色ある加工品の商品化、海外展開の推進、地域の多面的機能を生かした体験交流拠点の形成を図るなど、農林水産業の6次産業化を推進する。

また、農林水産業の生産活動の場であるとともに、生活の場である農村については、豊かな自然環境の保全や沖縄らしい風景・景観の形成、伝統文化の継承等の多面的機能を生かし、都市住民にも開かれた快適で活力ある村づくりを推進する。

【主な取組】

- 農村地域の良好な生活環境を確保するため、農業集落排水施設の新設及び更新整備を推進する。
- 農村地域の活性化を図るため、グリーン・ツーリズム活動組織を育成支援する。
- 農業の持続的発展と農村地域の多面的機能を維持・発揮するための地域共同活動を支援する。

【成果指標】

成果指標	要整備量	平成23年度 (基準年)	平成27年度 (実績)	平成33年度 (目標)
グリーン・ツーリズムにおける 交流人口	13万人	4万人	9.9万人	13万人
汚水処理人口普及率 (農業集落排水施設) ※	100,320人	—	67,215人 67%	79,214人 79%
農業集落排水施設 長寿命化(更新整備)	52施設	—	6施設 12%	15施設 29%
多面的機能活動 取組面積(取組率)	38,600ha	9,402ha 24%	20,946ha 54%	22,000ha 57%

※グリーン・ツーリズム交流人口は、平成26年度実績値

※汚水処理人口普及率は、沖縄汚水再生ちゅら水プランの平成28年度見直しにより変更

【要整備量の考え方】

- グリーン・ツーリズムにおける → グリーン・ツーリズムにおける農家民宿等の交流体験者数
交流人口(13万人) (入域観光客数に占める農家民宿等の交流体験者数により算定)
- 汚水処理人口普及率 → 沖縄汚水再生ちゅら水プラン2016(沖縄県下水道整備構想)(以下、「ちゅら水プラン」)において農業集落排水事業における要整備地域の推計処理人口
(100,320人)
- 多面的機能活動取組面積(38,600ha) → 平成27年度の耕地面積
- 農業集落排水施設長寿命化(52施設) → ちゅら水プランに基づき、農業集落排水施設のうち、平成47年度までに長寿命化対策が必要な施設数

【目標量の考え方】

- グリーン・ツーリズムにおける → グリーン・ツーリズムにおける農家民宿等の交流体験者数
交流人口(13万人) (入域観光客数に占める農家民宿等の交流体験者数により算定)
- 汚水処理人口普及率(79,214人) → ちゅら水プランにおける「農業集落排水事業」の要整備地域における平成33年度までに事業着手予定の処理人口
- 多面的機能活動取組面積(22,000ha) → 平成33年度までに事業導入予定の受益面積
- 農業集落排水施設長寿命化(15施設) → ちゅら水プランにおける農業集落排水施設のうち、平成33年度までに長寿命化対策が必要な施設数

基本施策3 農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化 「むら」をはぐくむ

【目指す方向】

近年、農林漁業従事者の高齢化、担い手の減少、耕作放棄地の増加等が課題となっている。

このような状況の中、効率的かつ安定的な経営により所得の向上を目指す担い手を育成するとともに、新規就業者を確保することが緊急の課題となっている。

このため、優良農地であった耕作放棄地の再生を推進するとともに、担い手への農地集積を促す。

【主な取組】

○耕作放棄地の再生に取り組む。

【成果指標】

成果指標	現況面積	平成23年度 (基準年)	平成27年度 (実績)	平成33年度 (目標)
耕作放棄地解消面積	1,572ha	140ha 9%	305ha 19%	700ha 45%

【現況面積の考え方】

耕作放棄地現況面積（1,572ha） → 平成27年度荒廃農地状況調査結果のうち、農業振興地域農用地区域内の再生利用が可能な荒廃農地面積

【目標量の考え方】

耕作放棄地面積（700ha） → 過去の事業実績を勘案し、70ha/年と設定

キク経営規模の拡大



再生前



再生作業



再生後



パインの生産拡大

基本施策4 農林水産物の安全・安心の確立 「むら」でまもる

【目指す方向】

消費者の食に対する安全・安心への関心が高まる中、おきなわブランドをはじめとする県産農林水産物の信頼を確保するため、安全・安心な食料の供給体制を整備するとともに、これらを安定的に生産する体制の構築を図る。

このため農業農村分野では、土壌・土層の改良や緑肥鍬込み及び堆肥等施用による有機物を活用した土づくり対策を推進するとともに、沖縄県赤土等流出防止対策基本計画（平成25年9月策定）で定められた重点監視区域の農地について、重点的に赤土等流出防止対策を講じ、環境保全型農業を推進する。

【主な取組】

○農地からの赤土等流出を防止するため、営農及び土木の総合的な水質保全対策を実施する。

【成果指標】

成果指標	要整備量	平成23年度 (基準値)	平成27年度 (実績)	平成33年度 (目標)
水質保全対策整備	17,600ha (3,648ha)	5,748ha 33%	6,213ha 35% (2,206ha) (60%)	8,800ha 50% (2,536ha) (70%)

※（ ）は重点監視区域内の水質保全対策整備面積

【要整備量の考え方】

水質保全対策整備（17,600ha） → 流域赤土流出防止等対策調査報告書（H10年3月）による赤土流出防止対策の全体賦存量

重点監視区域の水質保全 → 水質保全対策可能面積（17,600ha）のうち、沖縄県赤土等流出防止対策基本計画で定められた重点監視区域内において、土地改良事業によるほ場整備済で、かつ環境配慮のための赤土対策が必要な農地

【目標量の考え方】

水質保全対策整備（8,800ha） → 整備実績より、平均年間対策面積（302.5ha/年）を基に算定

重点監視区域の水質保全 → 各市町村が策定する「農業農村整備事業管理計画（平成27年度策定）」の整備量より算定



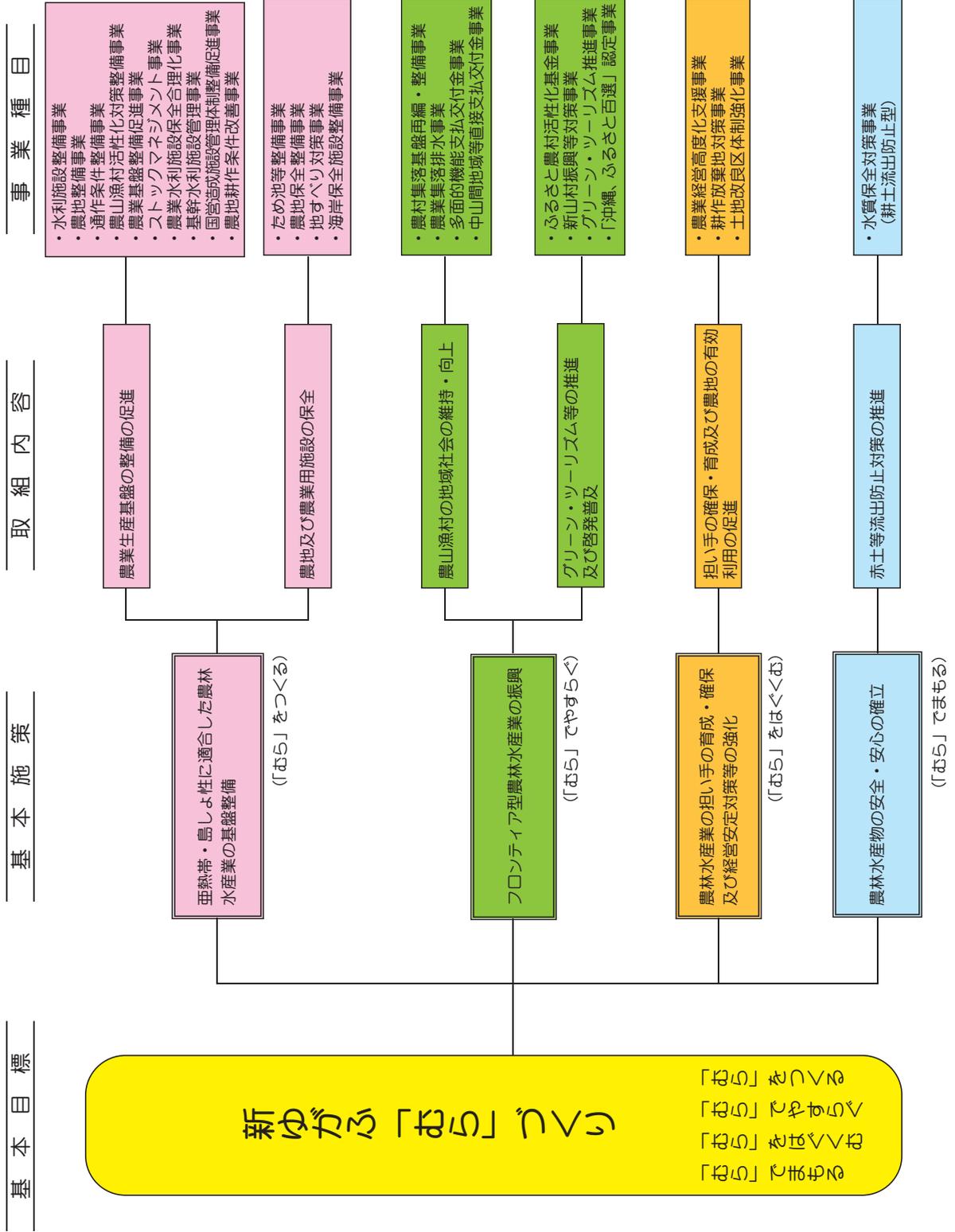
沈砂池・畦畔



グリーンベルト・緑肥



○農業農村整備事業における施策体系



○農村の持つ多面的機能と農業生産基盤・農村生活環境の整備

